

公示

独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則（平成15年細則（調）第8号）に基づき下記のとおり公示します。

2025年4月23日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役 理事

記

1. 公示件名：フィリピン国バンサモロ地域における自治政府樹立に向けた平和構築ニーズ分析及び包摂的なコミュニティ開発に係る情報収集・確認調査（QCBS-ランプサム型）
2. 競争に付する事項：企画競争説明書第1章1. のとおり
3. 競争参加資格：企画競争説明書第1章3. のとおり
4. 契約条項：
「調査業務用」契約約款及び契約書様式を参照
5. プロポーザル及び見積書の提出：
企画競争説明書第1章2. 及び6. のとおり
6. その他：企画競争説明書のとおり

企画競争説明書 (QCBS-ランプサム型)

業 務 名 称：フィリピン国バンサモロ地域における自治政府樹立に向けた平和構築ニーズ分析及び包摂的なコミュニティ開発に係る情報収集・確認調査（QCBS-ランプサム型）

調達管理番号：25a00128

【内容構成】

第 1 章 企画競争の手続き

第 2 章 特記仕様書案

第 3 章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が、民間コンサルタント等を実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法について説明したものです。

本件業務の発注においては、競争参加者が提出するプロポーザルに基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価した技術評価点と、同じく競争参加者が提出する見積書の見積額に基づいた価格評価点の総合点により評価・選定を行うことにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定します。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第 2 章「特記仕様書案」、第 3 章 2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、契約交渉権者を行う契約交渉において協議し、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

2024年10月版となりますので、変更点にご注意ください。

2025 年 4 月 23 日

独立行政法人国際協力機構

国際協力調達部

第1章 企画競争の手続き

1. 競争に付する事項

(1) 業務名称：フィリピン国バンサモロ地域における自治政府樹立に向けた平和構築ニーズ分析及び包摂的なコミュニティ開発に係る情報収集・確認調査（QCBS-ランプサム型）

(2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください¹。（全費目課税）

(4) 契約履行期間（予定）：2025年6月 ～ 2026年2月

先方政府側の都合等により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議の上決定します。

(5) ランプサム（一括確定額請負）型

本件について、業務従事実績に基づく報酬確定方式ではなく、当該業務に対する成果品完成に対して確定額の支払を行うランプサム（一括確定額請負）型にて行います。

(6) 部分払の設定²

本契約については、1会計年度に1回部分払いを設定します。具体的な部分払の時期は契約交渉時に確認しますが、以下を想定します。

1) 2025年度末（2025年12月頃）

2. 担当部署・日程等

(1) 選定手続き窓口

国際協力調達部 契約推進第一課/第二課

¹ 電子入札対象案件では、電子入札システムに入力する金額は税抜きとなりますが、消費税課税取引ですので、最終見積書及び契約書は消費税を加算して作成してください。

² 各年度の進捗に伴う経費計上処理のため、実施済事業分に相当した支払を年度ごとに行う必要があります。

電子メール宛先 : outm1@jica. go. jp

(2) 事業実施担当部

ガバナンス・平和構築部 平和構築室

(3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	日程
1	資料ダウンロード期限	2025 年 4 月 28 日 まで
2	企画競争説明書に対する質問	2025 年 5 月 7 日 12 時まで
3	質問への回答	2025 年 5 月 12 日 まで
4	本見積額（電子入札システムへ送信）、本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出日	2025 年 5 月 16 日 12 時まで
5	プレゼンテーション	行いません。
6	プロポーザル審査結果の連絡	見積書開封日時の 2 営業日前まで
7	見積書の開封	2025 年 5 月 30 日 10 時 30 分
8	評価結果の通知日	見積書開封日時から 1 営業日まで
9	技術評価説明の申込日（順位が第 1 位の者を除く）	評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して 7 営業日まで (申込先 : https://forms.office.com/r/6MTyT96ZHM) ※2023 年 7 月公示から変更となりました。

3. 競争参加資格

(1) 各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

(2) 利益相反の排除

特定の排除者はありません

（３）共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（１）の２）に規定する競争参加資格要件のうち、１）全省庁統一資格、及び２）日本登記法人は求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

４．資料の配付

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」に示される手順に則り各自ダウンロードしてください。

https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf

提供資料：

- ・第３章 プロポーザル作成に係る留意事項に記載の配付資料

５．企画競争説明書に対する質問・回答及び説明書の変更

（１）質問提出期限

１）提出期限：上記２．（３）参照

２）提出先：<https://forms.office.com/r/ARPFmtRefr>

注１）公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

（２）回答方法

上記２．（３）日程の期日までに以下の JICA ウェブサイトに掲載します。

（URL：<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>）

６．プロポーザル等の提出

（１）提出期限：上記２．（３）参照

（２）提出方法

国際キャリア総合情報サイト PARTNER を通じて行います。

(<https://partner.jica.go.jp/>)

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け

国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」をご参照ください。

(https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf)

ただし、入札書は電子入札システムを使用して行います。

１）プロポーザル

- ① 電子データ（PDF）での提出とします。
- ② プロポーザルはパスワードを付けずに格納ください。

２）本見積額

- ① 電子入札システムを使用して、別見積指示の経費の金額を除く金額（消費税は除きます。）を、上記２．（３）日程の提出期限までに電子入札システムにより送信してください。
- ② 上記①による競争参加者の本見積額により価格点を算出し、総合点を算出して得られた交渉順位の結果を別途、全ての競争参加者に通知します。この通知は電子入札システムの機能によらず、契約担当者等から電子メールにより行います。この際に、交渉順位１位となった競争参加者には上記の本見積額に係る見積書（含む内訳書）にかかるパスワードを求めます。

３）本見積書及び別見積書、別提案書

本見積書、別見積書（第３章４．（３）に示す項目が含まれる場合のみ）、及び別提案書（第３章４．（２）に示す上限額を超える提案がある場合のみ）はパスワードを設定した PDF ファイルとして格納してください。なお、パスワードは、JICA 国際協力調達部からの連絡を受けてから e-koji@jica.go.jp へ送付願います。

別見積については、「第３章４．（３）別見積について」のうち、１）の経費と２）～３）の上限額や定額を超える別見積りが区別できるようにしてください（ファイルを分ける、もしくは、同じファイルでも区別がつくようにしていただくようお願いします）。

（３）提出書類

- １）プロポーザル・見積書・別見積書
- ２）別提案書（第３章４．（２）に示す上限額を超える提案がある場合のみ）

(4) 電子入札システム導入にかかる留意事項

- 1) 作業の詳細については電子入札システムポータルサイトをご確認ください。
(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/notice/ebidding.html>)
- 2) 電子入札システムを利用しない入札は受け付けません。

7. 契約交渉権者の決定方法

(1) 評価方式と配点

プロポーザルに対する技術評価点と見積書に対する価格評価点を合算して評価します。技術評価点と価格評価点を合算した総合評価点を100点満点とし、配点を技術評価点 80 点、価格評価点 20 点とします。

(2) 評価方法

1) 技術評価

「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項」の別紙「プロポーザル評価配点表」の項目ごとに、各項目に記載された配点を満点として、以下の基準により評価し、合計点を技術評価点とします。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」より以下を参照してください。

- ① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」
- ② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」
- ③ 別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」

また、第3章4. (2)に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには含めず（プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします）、別提案・別見積としてプロポーザル提出日に併せて提出してください。この別提案・別見積は評価に含めません。契約交渉順位1位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開封し、契約交渉にて契約に含めるか否かを協議します。

技術評価点が基準点（100点満点中60点を下回る場合には不合格となります）。
なお、合否の結果をプロポーザルに記載のメールアドレス宛にお知らせします。不合格の場合、電子入札システムに送信いただいた見積額の開札は行いません。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

2) 評価配点表以外の加点

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に以下について加点します。

- ① 業務管理グループ制度及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ（副業務主任者 1 名の配置）としてシニア（46 歳以上）と若手（35～45 歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律 2 点の加点（若手育成加点）を行います。

3) 価格評価

価格評価点は、①最低見積価格の者を 100 点とします。②それ以外の者の価格は、最低見積価格をそれ以外の者の価格で割り 100 を乗じます（小数点第三位以下を四捨五入し小数点第二位まで算出）。具体的には以下の算定式により、計算します。

① 価格評価点：最低見積価格＝100 点

② 価格評価点：（最低見積価格／それ以外の者の価格）×100 点

ただし、ダンピング対策として、競争参加者が第 3 章 4.（2）に示す上限額の 80%未満の見積額を提案した場合は、上限額の 80%を見積額とみなして価格点を算出します。

上限額の 80%を下回る見積額が最も安価な見積額だった場合、具体的には以下の算定式により価格点を算出します。

最も安価な見積額：価格評価点＝100 点

それ以外の見積額（N）：価格評価点＝（上限額×0.8/N）×100 点

* 最も安価ではない見積額でも上限額の 80%未満の場合は、上限額の 80%を N として計算します。

4) 総合評価

技術評価点と価格評価点を 80：20 の割合で合算し、総合評価点とします。総合評価点は、技術評価点分及び価格評価点分を

それぞれ小数点第二位まで計算し、合算します。

（総合評価点）＝（技術評価点）×0.8＋（価格評価点）×0.2

（3）見積書の開封

価格評価点の透明性確保のため、電子入札システムを介して提供された本見積額（消費税抜き）は上記 2.（3）日程に記載の日時にて開封します。また、電子入札システムへの送信額は消費税抜き価格としてください。電子入札システムにて自動的に消費税 10%が加算されますが、評価は消費税抜きの価格で行います。

なお、技術評価の確定に時間を要し、見積額の開封の日時が延期されることもあります。その場合、競争参加者に対し、再設定された日時を連絡します。

※不合格の場合、電子入札システムへ送信いただいた見積額は開札しません。

(4) 契約交渉権者の決定方法

- 1) 総合評価点が最も高い競争参加者を契約交渉権者として決定します。
- 2) 総合評価点が同点であった場合は、技術評価点の高い競争参加者を優先します。
- 3) 最も高い総合評価点が複数あり、更にその内複数の技術評価点が同点であった場合は、くじ引きにより契約交渉権者を決定します。

8. 評価結果の通知・公表と契約交渉

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記2.（3）日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

9. フィードバックのお願いについて

JICAでは、公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

第2章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」、別紙2「プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

第1条 調査の背景・経緯

フィリピン国ミンダナオ島では、40年以上にわたり紛争が続いたが、2012年の枠組み合意に続き、2014年3月にフィリピン国政府とモロ・イスラム解放戦線（MILF：Moro Islamic Liberation Front）との間で包括的和平合意文書が署名された。本和平合意に基づき、自治政府の樹立などの移行手続きや正常化などの取組が進行している。2018年7月に自治政府の設立に必要となる「バンサモロ基本法（BOL：Bangsamoro Organic Law）」が大統領により承認され、住民投票を経て、ムスリム・ミンダナオ・バンサモロ自治地域（BARMM：Bangsamoro Autonomous Region in Muslim Mindanao）が画定し、2019年2月22日にバンサモロ暫定自治政府（BTA：Bangsamoro Transition Authority）が発足した。当初、2019年から2022年の3年間のBTAによる移行期間としていたが、2021年10月のBOL改訂により3年間の移行期間の延期が決定し、さらに2025年2月に再びBOLの改訂があり、バンサモロ議会選挙の実施が5か月延期されることとなった。係る背景の中、2025年10月のバンサモロ議会選挙後に、自治政府が正式に成立することとなっている。

BTAは、その発足後、優先法令の制定・施行や関連計画・開発プログラムの策定と実施、各省庁の機能強化と行政官の採用・配置を進めてきた。透明性が高く効果的な行政運営のため、取り組むべきガバナンス上の課題は多いものの、着実に自治政府としての基盤・能力を高め、BARMMに対する経済・社会開発サービスの提供を進めている。他方、BTAから自治政府への移行に向けて、特定の地域やグループに偏ることなく、BARMM域内の分断・対立を生み出さないような自治政府によるサービス提供を継続的に進めていくことが、ミンダナオ地域の紛争再発を抑止するには不可欠である。また、自治政府とBARMM域内の地方行政体（LGU：Local Government Unit）が良好な関係を構築し、多様な地域住民のニーズに沿った開発を連帯して進めていくことも、

自治政府がその存在意義を高め、地域の安定化と持続的な開発を牽引していくために不可欠である。

一方、正常化プロセスにおいては、MILF の軍事部門であるバンサモロ・イスラム軍（BIAF : Bangsamoro Islamic Armed Forces）兵士 40,000 名の退役プログラムはフェーズ 3 まで完了したものの、残り約 14,000 名を対象としたフェーズ 4 の実施の目途は立っていない。また、MILF 収監者への恩赦、過去の歴史認識、MILF 実効支配地域の社会経済開発などの課題については、様々な理由で遅延している。

このように BTA からバンサモロ自治政府への速やかな移行が望まれる中、2025 年 5 月のフィリピン中間選挙や 10 月のバンサモロ議会選挙の経緯や結果次第では、自治政府発足や和平合意後の正常化プロセスの進展、地域の平和と安定に影響を与えうる事案が発生することが懸念されている。2025 年 3 月時点において、スールー州の BARMM からの除外決定（2024 年 11 月）や大統領任命によるイブラヒム首相の交代（2025 年 3 月）など、バンサモロ議会選挙に向けて影響を与えうる政治的な変化が生じている。加えて、コミュニティレベルの紛争（氏族間紛争（リド）等）の局地的な発生や、イスラム過激派による事案など、一般犯罪の増加も含め治安面の懸念も継続して残存している。

係る状況下、本調査では、特にフィリピン中間選挙（5 月）以降の情勢変化を踏まえつつ、バンサモロ議会選挙（10 月）前後の政治・経済・治安・社会各側面の影響を確認・整理し、自治政府発足以降の紛争要因を分析することを目的とする。また、係る分析を踏まえ、自治政府発足以降も、JICA がミンダナオの平和・安定と開発・発展プログラムを継続的かつ効果的に展開していくために、紛争予防配慮視点や事業実施上の留意点を確認することが必須である。

その際、BTA 発足から現在に至るまでの行政基盤づくりの進捗を改めて確認するとともに、特に地域の持続的な平和と安定の観点から、BTA と地域住民間、BTA と LGUs の関係性、地域住民の包摂や社会的統合に、BTA の行政サービス・プログラムが、どのような正のインパクトをもたらしたかを確認することが重要である。中でも、長年の紛争や近年の自然災害等の影響を受けやすい層（脆弱層）による経済活動参画の促進を図る事業や、彼らを包摂するコミュニティ開発事業を中心に、BTA 事業や国際機関・ドナー・NGO 等による優良事例を確認する。これらを踏まえ、自治政府として今後更なる保護・支援を強化していくべき対象の所在や彼らを取り巻く課題を確認し、BARMM 域内の地域住民が平和の配当を実感できるような平和と安定づくりを後押ししていく協力アプローチを検討する。

第2条 調査の目的と範囲

本調査の主な目的は、（１）自治政府樹立前後における平和構築ニーズの分析、（２）BTAの行政基盤形成の進捗・成果の確認、（３）脆弱層支援やコミュニティ開発支援に係る概況分析と課題対応策の確認（試行事業の実施を含む）及び、（４）JICAの「ミンダナオの平和・安定と開発・発展プログラム」を、自治政府発足後も継続的かつ効果的に展開していくための視点・留意点や新たな介入策を検討することを目的とする。

ただし、バンサモロ議会選挙の更なる延期や、選挙に伴う紛争発生等による自治政府樹立の遅れが発生した場合は、調査方針やスコープを変更することもあり得る。

第3条 調査実施の留意事項

（１） 地域レベルの平和構築アセスメント（PNA）の実施

JICAはミンダナオ支援に関し、2007年及び2016年に地域レベルの平和構築アセスメント（PNA）を実施し、その後もBARMMを対象地域とする一部プロジェクトにおいてプロジェクトレベルのPNAを実施してきた。本調査では、これらPNAを参照しつつ、2021年のBOL改訂後以降の政治情勢や和平プロセス（正常化プロセスを含む）の動きを確認する。

特に、2025年3月の暫定自治政府の首相交代や2025年5月のフィリピン中間選挙等のバンサモロ議会選挙に影響を与えうる政情変化・社会の変化を中心に情報の収集・整理を行う。その上で、2025年10月のバンサモロ議会選挙及びバンサモロ自治政府発足に至る情勢変化をモニタリングし、自治政府発足後に想定し得るリスクシナリオや紛争要因の整理・分析を行う。

（２） BTAの行政基盤形成の進捗・成果の確認

BTA発足後の法令・規程の制定・施行や、開発プログラムの策定と実施に係る行政基盤の形成の経緯・状況を確認・整理する。特に、長年の紛争や近年の自然災害等の影響を受けやすい層（脆弱層）による経済活動参画の促進を図る事業や、彼らを包摂するコミュニティ開発事業を対象に、BTA関連省庁（首相府（OCM）、内務自治省（MILG）、農業・水産・農地改革省（MAFAR）、貿易・投資・観光省（MTIT）、社会福祉開発省（MSSD）、基礎・高等・技術教育省（MBHTE）、保健省（MOH）等）やLGUsによるサービス・プログラムや、その進捗・成果の確認を行う。

進捗・成果を確認する際には、それらサービス・プログラムが、BTA と地域住民間、BTA と LGUs の関係性、地域住民の包摂や社会的統合にどのような正のインパクトをもたらしたかを確認する。

なお、係る調査においては、首相府（OCM）を中心とする関連 BTA 省庁と丁寧な協議・検討を行い、特に BARMM の地域住民のニーズに対する成果や地域の平和と安定に係るインパクトを上げているか、BARMM の地域特性を踏まえた配慮がなされているか、事業の形成・実施において LGUs と連携・協働が図られているか等、自治政府樹立後の参考となりうる優良事例を中心に選定・調査を行う。

（３） 脆弱層支援やコミュニティ開発支援に係る概況分析と課題対応策の検討

１）脆弱層支援やコミュニティ開発支援に係る概況分析

JICA は 2022 年に「バンサモロ地域におけるコミュニティの課題・ニーズに対応したコミュニティ開発に係る情報収集・確認調査」を実施し、BOL 改訂に伴う移行期間の延期や、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う影響を踏まえた、コミュニティ開発のニーズ・課題の調査を実施した。係る調査では、特に貧困層の支援をはじめとする開発・経済復興や、社会的統合・包摂等のニーズが高いことが確認され、LGUs や市民社会組織、NGO 等からの提案に基づく試行事業の実施を行った。

本業務では、大規模な地域紛争から約 20 年を経て治安が安定化し、また、コロナ禍の影響より経済機能が回復する中、BTA や LGUs による行政サービス・事業や国際機関・ドナーや市民社会組織・NGO 等のコミュニティ開発事業も増加・拡大しつつある状況を踏まえ、改めて脆弱層支援や脆弱層を包摂するコミュニティ開発支援の概況を把握する（正常化プロセスに係る元戦闘員を対象とする事業を含む）。BTA による開発事業が、その能力向上に合わせ、どのように地域の平和と安定に寄与したか、具体的な優良事例を確認する。具体的には以下の視点での優良事例を選定する。なお、和平合意前後から実施してきた JICA 支援事業（※）が選定基準に照らして該当する場合は、本調査の対象とすることもあり得る。

- BTA と地域住民間の信頼醸成に寄与しているか
- BTA と LGUs の良好な関係性の構築に寄与したか
- 地域住民の包摂や社会的統合を促進したか
- 脆弱層の経済活動の参画促進やコミュニティ支援への包摂が図られたか

（※）MAFAR 及び MTIT に対しては、JICA 技術協力プロジェクト「バンサモロ自治政府能力向上プロジェクト」を通じ、中小零細企業に対する支援サービスの強化に係る

技術協力が実施中の活動として含まれる。また、MBHTE については正常化プロセス支援の一環として元戦闘員に対する職業訓練プログラム等の支援を実施している。

その際、長年の紛争影響や気候変動を背景に、経済支援へのアクセスや経済活動への地域住民の包摂的な参加に際してどのような阻害要因・課題があるか、また、そのような阻害要因や課題を抱える人々が BARMM 域内にどのように存在しているかを把握する。本調査における「脆弱層」としては、安全に社会・経済活動に参画することができていない人々、政策・制度・行政サービスにニーズ（声）が反されていない／されにくい人々、社会的に脆弱な立場を強いられており緊急時に直面した際のリスクが大きいと考え得られる人々を想定する。地域の文脈・背景による相違はあるものの、例として、氏族間紛争（リド）等による社会的な分断により疎外・周縁化されるうる対象・集団（女性、若者、元戦闘員など）を想定し、自然災害や紛争の影響により、それら集団の生活や生計活動に影響を与えている課題（社会的慣習・規範、メンタルヘルスなど）に係るマッピング調査を行う。係る調査においては、BARMM 各州・地域や LGUs ごとに、既存の経済・社会開発指標を活用しつつ、マルチセクトラルな視点での地域住民の脆弱性をマッピングする。また、一部地域においては、ローカルコンサルタントを活用した現地調査（地域のステークホルダーへのインタビュー調査やフォーカスグループディスカッションなど）を実施し、具体的な脆弱層の種別ごとの阻害要因や課題の実態の事例を把握する。

2）脆弱層支援やコミュニティ開発支援に係る課題対応策の検討

上記 1）の現況状況把握に基づき、BTA 関連省庁や LGUs 及び和平・和解・統合担当大統領顧問室（OPAPRU）含むフィリピン政府の事業や国際機関・ドナーや市民社会組織・NGO 等の事業において検討し得る、課題対応策の抽出を行う。

脆弱層の社会・経済活動への参画を阻害する課題は様々であり、上記 1）を踏まえた課題対応策の抽出も可とするが、本業務においては、一つの課題として心理社会的支援（MHPSS）に着目する。これまで、BARMM 域内の地域住民の心理社会的影響については JICA の調査・活動等では重点的に取り組まれていなかったが、バンサモロ地域住民の間ではメンタルヘルスに対するスティグマが多いことが BTA 関係省庁や域内で活動するドナー・NGO 等より指摘されており、2024 年には BTA がメンタルヘルスを保健の重要課題のひとつと特定していることを確認している。その背景には、2001 年に発生した大規模な全面戦争から約 20 年を経て治安が安定し、人々の生活が安定してきている状況下でありながら、生計向上・経済機会の不足に伴う貧困や、自然災害、政治的な影響や氏族間紛争（リド）等が与える心理社会的影響が要因となっていることが想定される。

しかしながら、BARMMにおけるメンタルヘルスの支援体制は未熟であり、BTA（MOH、MSSD等）や、国際機関・ドナー・NGO等の支援機関や、受益者となり得る脆弱層（元戦闘員、女性、子ども等）の把握を質・面双方より把握することが、今後の有効な課題対応策を検討するために必要である。また、今後の課題対応策を検討する際において、生計向上や平和構築等の活動の中にMHPSS支援を補完的に取り入れていくことを想定し、双方が相乗効果をもたらし得る介入の在り方を検討する。

以上を踏まえ、優先的な課題の一つとして、MHPSS分野に係る既往や新規事業への適用・反映も視野にいたした課題対応策の実証活動を行う。現時点での想定として、本調査で分析した脆弱層に対する心理教育（psycho-education）の試行実施、支援機関や地域指導者、宗教指導者等に対する心理社会的支援に係る啓発ワークショップ等の活動が考えられる。

（４） 自治政府樹立後の協力方針に係る視点・留意点や介入策の検討

上記（１）～（３）を踏まえ、自治政府樹立後の脆弱層支援やコミュニティ開発に関連する開発協力において、より包摂性を高めていくべき対象・集団や、優先度の高い課題に対する協力方策（既存の行政サービスやプログラム等への付加的な介入策や、或いは新たな介入策を想定）を検討する。

（５） 政治的に機微な状況下での調査実施における留意事項

上記（１）の地域レベルPNAの実施にあたっては、和平・和解・統合担当大統領顧問室（OPAPRU）含むフィリピン政府やBTA、BARMM及びMILF、MNLF、氏族関係者に対する調査は、政治的な機微性に留意した調査を行う。加えて、開発機関やドナー、フィリピン政府・BTA外の有識者や社会組織・NGO等に対する調査を実施する。なお、調査で得た情報の扱いは十分に注意する。

（２）および（３）については、政治的な機微性を鑑み、BTAが行ってきた政策・施策を評価する意図ではないことを丁寧に説明する必要がある。そのため首相府を中心に、調査の対象や方法について慎重に協議・合意形成を行い、調査結果のBTA内或いは自治政府内への共有や、開発機関・ドナー等への共有の在り方についても随時確認する。

本業務に係る調査実施全般にわたり、特にフィリピン中間選挙やバンサモロ議会選挙前後の治安情勢を踏まえ、オンラインと現地派遣を組み合わせ、柔軟かつ機動的な調査を実施する。

第４条 調査の内容

特にフィリピン中間選挙後やバンサモロ議会選挙前後の治安情勢を踏まえ、オンラインと現地派遣を組み合わせ、柔軟かつ機動的な調査を実施する。

(1) 第1回準備期間

- 1) 業務計画書を作成する。
- 2) 入手可能な資料や有識者との面談、オンライン調査に基づく現状分析を行う。現状分析の項目としては以下を想定する。なお、地域レベルのPNAについては、調査先の決定や先方への打診前にJICA本部及び事務所とも事前に相談・確認を行い、必要に応じJICA本部あるいは事務所が同席・同行した形での調査を行う。

【地域レベルのPNA】

「紛争予防配慮・平和の促進ハンドブック」の内容を十分に把握・理解の上、以下の調査事項を調査する。

- フィリピン国及びBARMMの政治状況の変遷
- 本調査期間中の動き（フィリピン中間選挙の結果等、バンサモロ議会選挙に影響を与える政治情勢、ミンダナオ各地域情勢など）
- 和平合意に係る各合意事項の進捗状況等（正常化プロセス含む）
- 政治、治安、社会及び経済の各分野における現状・動向
- バンサモロ議会選挙の見通し・注目点の整理
- バンサモロ自治政府発足後に想定される紛争要因（不安定要因及び安定要因）
- 国際社会の支援動向（二国間援助機関、国際機関、NGO等の動向）

【BTAの行政基盤形成の進捗・成果】

- BTA発足以降の行政基盤構築の経緯と進捗（重要法令・規程、行政組織・体制、LGUsとの調整機能など）
- 脆弱層支援や脆弱層を包摂するコミュニティ開発を実施するBTA省庁（OCM、MILG、MAFAR、MTIT、MSSD、MBHTE、MOH等）及び各省庁の実施体制、LGUsとの連携・調整状況、それら課題

【脆弱層支援やコミュニティ開発支援】

- BARMM各州・地域やLGUsレベルの、既存の経済・社会開発指標の確認
- 既存の経済・社会開発指標（人口動態、地域別経済成長率、貧困率、就学率、犯罪件数等）を活用したマルチセクショナルな視点での地域住民の脆弱性の確認
- 追加的な情報収集が必要な項目に係る現地再委託調査の準備（再委託先の候補調査、TOR案の作成など）

○BARMMにおける脆弱層支援やコミュニティ開発に係る事業のリストアップ（フィリピン政府、BTA 関係省庁、LGUs、国際機関・ドナー、市民社会組織・NGO 等）

- 3) 第1回準備期間の調査結果及び第1回現地渡航の計画を、第1回現地調査計画（案）として作成し、JICAに提出する。必要に応じJICAと協議の上、内容を修正する。

（2） 第1回現地渡航

- 1) 地域レベルのPNAに関し、マニラやコタバト市を中心とするBARMM域内において調査を実施する。フィリピン政府やBTAやLGUs、BARMM及びMILF、MNLF、氏族関係者に対する調査は、政治的な機微性に留意しつつ、調査を行う。その他、国際機関・ドナー、大学・シンクタンク、市民社会団体・NGO等を対象とした調査を実施する。
- 2) BTAの行政基盤形成、脆弱層支援やコミュニティ開発支援の概況調査（正常化プロセスに係る元戦闘員を対象とする事業を含む）に関し、BTA首相府に対し調査方針を説明する。協議・合意した調査方針に基づき、行政基盤形成の経緯・現状や課題について、BTA関係省庁やLGUsに対しインタビュー等で調査する。主に首相府等の官房省庁及び、脆弱層支援や脆弱層を包摂するコミュニティ開発を実施するBTA省庁を対象とする。
- 3) BARMM域内での脆弱層支援やコミュニティ開発支援に係るBTA事業を確認・整理し、それぞれの進捗・成果を所管省庁等に確認する。特に、BTAによる開発事業が、その能力向上に合わせ、どのように地域の平和と安定に寄与し得たかという視点に基づいた優良事例を把握する。
- 4) 把握した優良事例について、コタバト市内での優良事例の関係者や裨益者に対するインタビュー調査を中心に、詳細な成果や、成果発現に至ったアプローチ上の工夫や教訓を把握する。必要に応じ、コタバト市外の邦人渡航が可能な地域での現地調査を実施する。
- 5) 国際機関・ドナー、市民社会団体・NGO等に対し、脆弱層支援やコミュニティ開発に係る分析や関連事業についてのヒアリングを行う。特にBARMMの平和と安定や復興・開発に係る課題や、自治政府発足以降の開発協力において留意すべき事項を確認する。
- 6) 長年の紛争影響や気候変動を背景に、経済支援へのアクセスや経済活動への地域住民の包摂的な参加に際してどのような阻害要因・課題があるか、また、そのような阻害要因や課題を抱える人々がBARMM域内にどのように存在しているかを把握する調査を行う。第1回準備期間で確認したマルチセクトラルな視点での地域

住民の脆弱性も踏まえ、ローカルコンサルタントへの再委託調査による現地調査を実施する。その際、上記3) 及び4) で把握した優良事例に関しても、地域のステークホルダーへのインタビュー調査やフォーカスグループディスカッションなどを通じて調査を行う。係る調査を通じて、具体的な脆弱層の種別ごとの阻害要因や課題の実態の事例を把握する（マッピング調査）。

（3） 第2回準備期間

- 1) 第1回現地調査期間での調査結果を JICA 本部に報告する。ドラフト・ファイナル・レポートのまとめ方や、第2回準備期間中の業務方針につき協議・確認する。
- 2) 地域レベルの PNA に関し、2025 年 10 月のバンサモロ議会選挙前後の状況をデスク調査や有識者へのヒアリングを通じ、随時確認・記録する。自治政府樹立に至った場合、自治政府立上げに係る情報収集を行う。係る情報を踏まえ、紛争リスクや見通しを分析する。加えて、バンサモロ議会選挙及び自治政府樹立後の紛争要因分析に必要な追加調査項目を整理し、第2回現地調査期間における調査計画を立てる。
- 3) ローカルコンサルタントへの再委託による現地調査をモニタリングし、その結果を確認・整理する。脆弱層支援やコミュニティ開発支援に係る調査結果を踏まえ、課題対応策の実証活動の計画を記載する。
- 4) PNA や第1回現地調査、及び上記1) ～3) の結果を整理し、自治政府樹立後の JICA の協力方針に係る視点・留意点や介入策（案）を検討する。
- 5) 調査結果を踏まえての自治政府に対する提言・教訓（案）を整理する。
- 6) これまでの調査結果をドラフト・ファイナル・レポート（案）として取りまとめる。JICA 側の確認や双方の協議・確認結果を踏まえ、内容を修正の上、ドラフト・ファイナル・レポートとして提出する。
- 7) 第2次現地調査計画（案）を作成し、JICA に提出する。その際、第2回現地調査期間にて実施する自治政府向けワークショップの計画案を含める。第2回現地調査期間前に、JICA と協議の上、調査方針を確認する。

（4） 第2回現地調査期間

- 1) 地域レベルの PNA に関し、政治や治安情勢に留意しつつ、フィリピン政府や自治政府関係者も含めたヒアリング調査を行う。
- 2) 自治政府に対し、脆弱層支援やコミュニティ開発支援の優良事例を踏まえた提言・教訓を共有するワークショップを開催する。開催方法や対象者は、自治政府

の主要関係者と協議の上、検討する（フォーカルポイントは首相府を想定するが、自治政府の体制を踏まえ確認する）が、現時点では、4回の対面実施（参加者30名、4日間／回）を想定する。また、必要に応じ、フィリピン政府とバンサモロ自治政府との関係性に留意しつつ、フィリピン政府の参加・巻き込みも検討する。ワークショップを通じて得られた気づき・教訓を取りまとめる。

3）脆弱層支援やコミュニティ開発支援に係る課題対応策の実証活動を実施する。実施を通じた成果・教訓を取りまとめる。

（５） 整理期間

- 1）第二次現地業務期間の調査結果を JICA 本部に報告する。
- 2）第2次現地調査の結果に基づき、地域レベルの PNA の最終化を行う。
- 3）第2次現地調査の結果に基づき、自治政府樹立後の協力方針を整理する。特に脆弱層支援やコミュニティ開発支援に係る関連事業への教訓・提言や、新たな協力可能性の案を取りまとめる。
- 4）これら結果を、ファイナル・レポート（PNA を含む非公開版と、PNA を含まない公開版）として取りまとめる。JICA 側の確認や双方の協議・確認結果を踏まえ、内容を修正の上、ファイナル・レポートとして提出する。
- 5）ファイナル・レポートの概要につき、JICA 関係部署に対して報告会を行う。

第5条 報告書等

本調査業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下の通り。なお、本契約における最終成果品は（５）および（６）とする。

	成果品・報告書の名称	提出時期	部数および形式
（１）	業務計画書	契約後10営業日以内	和文、PDF版を電子メールにて提出
（２）	第一回現地調査計画（案）	2025年7月中旬	和文、PDF版を電子メールにて提出
（３）	ドラフト・ファイナル・レポート	2025年12月中旬	和文、PDF版を電子メールにて提出
（４）	第二回現地調査計画（案）	2026年1月上旬	和文、PDF版を電子メールにて提出

(5)	ファイナル・レポート（和文）※ PNA部分含む（非公開）	2026年2月下旬	ファイナル・レポート（和文）：3部（製本、電子データ）、CD-R1部
(6)	ファイナル・レポート（英文）※ PNA部分除く（公開）	2026年2月下旬	ファイナル・レポート（英文）：10部（製本、電子データ）、CD-R2部

別紙1：報告書目次案

第6条 「相談窓口」の設置

発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができる。

報告書目次案

注) 公示時点での目次案は以下を想定するが、最終的な報告書の目次は、発注者との協議に基づき、最終確定するものとする。

- (1) 調査の概要（地域レベルの PNA に関しては日本語のみ）
 - ① 調査結果要約
 - ② 調査の背景・目的、実施方法、調査行程等調査の基本情報の整理
- (2) 地域レベルの PNA（日本語のみ）
 - ① 2025 年度平和構築アセスメントの位置づけ
 - ② 和平プロセスの現状と経緯
 - 2021 年 2 月以降の和平プロセス
 - 2025 年の主要な動き（バンサモロ議会選挙の見通し・注目点含む）
 - 2025 年 10 月バンサモロ議会選挙の結果・概況
 - バンサモロ自治政府の発足の概況
 - ③ 概況（政治、経済、社会、治安）
 - ④ 主要なステークホルダー分析
 - ⑤ 国際社会の動向
 - ⑥ 不安定要因・安定要因
 - ⑦ 今後の見通し・注目点
- (3) フィリピン国・BARMM 概況
 - ① 主要指標
 - ② BARMM 各地域概況
- (4) BTA 行政基盤の概況
 - ① BTA 発足後の主要法令・規程
 - ② BTA 発足後の主要な行政組織・体制
 - ③ 脆弱層支援や脆弱層を包摂するコミュニティ開発を実施する BTA 省庁（実施体制、LGUs との連携・調整、主要な支援事業）
 - ④ 成果・課題
- (5) 脆弱層の経済活動参画、脆弱層を包摂するコミュニティ開発事業
 - ① 本調査結果を踏まえた脆弱層の定義
 - ② 脆弱層の分布・課題
 - ③ BTA、LGUs による支援事業（概要、進捗・成果）
 - ④ 国際機関・ドナー・NGO 等による支援事業（概要、進捗・成果）
 - ⑤ 優良事例・分析
 - BTA・地域住民間の信頼を高めた事例
 - BTA と LGUs 間の関係性を強化した事例
 - 地域住民の包摂や社会統合に寄与した事例
 - その他
- (6) 脆弱層支援やコミュニティ開発支援に係る新たな課題対応策
 - ① 脆弱層の社会・経済活動への参画を阻害する課題
 - ② 課題対応策（案）
 - ③ 試行事業（概要、活動、結果、教訓）
 - ④ JICA の新規・既往事業に対する提案

(7) 自治政府樹立後の協力方針

- ① 協力展開上の視点・留意点
- ② 調査結果共有ワークショップ（概要、結果、気づき）
- ③ 新たに考え得る協力方策・アプローチ（案）

**プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項
(プロポーザルの重要な評価部分)**

プロポーザルの作成に当たっては、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章1.(2)「2) 業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で具体的な提案を行うこと。詳細については特記仕様書案を参照すること。なお、プロポーザルにおいては、特記仕様書案の内容と異なる内容の提案については、これを認めています。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリット及び費用／コストについての説明を必ず記述してください。見積書については、同代替案に要する経費を本見積に含めて提出することとします（ただし、上限額を超える場合は、別提案・別見積としてください）。代替案の採否については契約交渉時に協議を行うこととします。

No.	提案を求める内容	特記仕様書案での該当条項
1	地域レベルのPNAにおける調査先及び調査事項	第3条 調査実施の留意事項(1)及び(5)並びに第4条 調査の内容(1)2)及び(2)1)
2	脆弱層支援やコミュニティ開発支援に係る概況分析（マッピング調査等）の手法	第3条 調査実施の留意事項(3)1)並びに第4条 調査の内容(1)2)及び(2)6)
3	脆弱層支援やコミュニティ開発支援に係る実証活動のアイデア（優先課題としてのMHPSS分野を想定。その他の課題に係る提案も可とする）	第3条 調査実施の留意事項(3)2)並びに第4条 調査の内容(1)2)及び(4)3)

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

評価対象とする類似業務：平和構築ニーズアセスメント、紛争影響国における包摂的なコミュニティ開発

2) 業務実施上のバックアップ体制等

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

2) 業務実施の方法

1) 及び 2) を併せた記載分量は、10 ページ以下としてください。

3) 作業計画

上記 1)、2) での提案内容に基づき、本業務は成果管理であることから、作業計画に作業ごとの投入量（人月）及び担当業務従事者の分野（個人名の記載は不要）を記述して下さい（様式 4-3 の「要員計画」は不要です）。

4) 業務従事予定者ごとの分担業務内容（様式 4-4）

5) 現地業務に必要な資機材

6) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合）

7) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 評価対象業務従事者の経歴

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と担当専門分野に関連する業務の経験を記載願います。

・ 評価対象とする業務従事者の担当専門分野

➤ 業務主任者／〇〇

※ 業務主任者が担う担当専門分野を提案してください。

2) 業務経験分野等

評価対象業務従事者を評価するに当たっての格付の目安、業務経験地域、及び語学の種類等は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／〇〇）格付の目安（3号）】

- ① 対象国及び類似地域：フィリピン国（BARMM）
- ② 語学能力：英語

※ なお、類似業務経験は、業務の分野（内容）との関連性・類似性のある業務経験を評価します。

2. 業務実施上の条件

（1）業務工程

2025 年 6 月～2026 年 2 月

（2）業務量目途

- 1) 業務量の目途
約 10.18 人月

2) 渡航回数を目途 延べ 8 回

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

（3）現地再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認めます。

- 脆弱層支援やコミュニティ開発支援に係る調査（マッピング調査等）

（4）配付／公開資料等

1) 配付資料

- ミンダナオ地域レベルの平和構築アセスメント（PNA）（案）

2) 公開資料

- ミンダナオ支援の包括的レビュー（2021 年 2 月）／
<https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/1000044366.pdf>

- フィリピン共和国バンサモロ地域におけるコミュニティの課題・ニーズに対応したコミュニティ開発に係る情報収集・確認調査ファイナル・レポート（2022年2月）／
https://openjicareport.jica.go.jp/340/340/340_118_12336061.html
- 紛争予防配慮・平和の促進ハンドブック-PNA（平和構築アセスメント）の実践－／
https://www.jica.go.jp/Resource/activities/issues/peace/ku57pq00002lp94v-att/pna_manual_202010.pdf

（５）対象国の便宜供与

便宜供与の予定はありません。

（６）安全管理

- １）現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA フィリピン事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

- ２）JICA は事業を実施している国毎に安全対策に必要な情報を収集・分析・提供しています。現地渡航・業務実施前に「JICA の国別安全対策情報」ページ（<https://www.jica.go.jp/about/organization/safety/rule.html>）から新規利用者情報の登録申請を行い、JICA 安全管理部によるユーザー名 パスワードをメールにて通知後、「JICA 国別安全対策情報ページ」（<https://www.jica.go.jp/about/safety/measure/index.html>）にログインし、国別安全対策情報をダウンロードしてください。フィリピン国の「国別の安全対策措置（渡航措置および行動規範）」や「国別の安全対策マニュアル」、または「注意喚起情報」や「海外安全対策ハンドブック」を一読し安全対策に利用してください。

- 3) 本調査の対象地域に含まれるミンダナオ島には、2024年12月11日時点では、外務省海外安全情報（危険情報）は「レベル2」（不要不急の渡航は止めて下さい）及び「レベル3」（渡航は止めてください 渡航中止勧告）該当地域が含まれています。渡航に際してはJICA 安全管理部長またはJICA フィリピン事務所長の事前承認が必要になる地域も含まれるため、現地渡航の約1カ月前を目安に短期渡航に係る承認申請を、主管部を通して行い、承認を得てください。
- 4) 同地域への渡航に際しては、JICA フィリピン事務所による安全対策ブリーフィングを事前に受講の上、事業実施機関等関係者との情報収集・連絡協議体制の構築を行い、また、JICA の安全対策措置に従って調査を実施してください。
- 5) BARMM 内で宿泊が認められるのはコタバト市内に限定され、また安全対策上、同市内ではJICA が指定する宿泊施設以外への宿泊は認められません。
- 6) 上記の点を踏まえ、現地業務実施時における安全管理体制について、プロポーザルに含めてください。

3. プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

4. 見積書作成にかかる留意事項

見積書の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版を参照してください。

(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(1) 報酬について

本件業務については、「紛争影響国・地域における報酬単価の加算」の対象としますので、月額報酬単価の上限額が加算されます。「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」の「別添資料2：報酬単価」より、「紛争影響国・地域における報酬単価（月額上限額）」を参照してください。

(2) 上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積が提出された場合、同提案・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外

としますので、この金額を超える提案の内容については、プロポーザルには記載せず、別提案・別見積としてプロポーザル提出時に別途提出してください。

別提案・別見積は技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含めるか否かを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下の通りとします。

- ① 超過分が切り出し可能な場合：超過分のみを別提案・別見積として提案します。
- ② 超過分が切り出し可能ではない場合：当該業務を上限額の範囲内の提案内容とし、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。

(例) セミナー実施について、オンライン開催（上限額内）のA案と対面開催（上限超過）のB案がある場合、プロポーザルでは上限額内のA案を記載、本見積にはA案の経費を計上します。B案については、A案の代替案として別途提案することをプロポーザルに記載の上、別見積となる経費（B案の経費）とともに別途提出します。

【上限額】

49,889,000 円（税抜）

※ 上記の金額は、下記（３）別見積としている項目、及び（４）定額計上としている項目を含みません（プロポーザル提出時の見積には含めないでください）。

※ なお、本見積が上限額を超えた場合は失格となります。

（３）別見積について（評価対象外）

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。下記のどれに該当する経費積算が明確にわかるように記載ください。下記に該当しない経費や下記のどれに該当するのかの説明がない経費については、別見積として認めず、自社負担とします。

- １）直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- ２）上限額を超える別提案に関する経費
- ３）定額計上指示された業務につき、定額を超える別提案をする場合の当該提案に関する経費

（４）定額計上について

本案件は定額計上があります（3,671,000円（税抜））。

以下の費目を定額計上とします。定額計上分は契約締結時に契約金額に加算し

て契約しますので、プロポーザル提出時の見積には含めないでください。

また、プロポーザルの提案には指示された定額金額の範囲内の提案を記載ください。この提案はプロポーザル評価に含めます。定額を超える別提案をする場合は別見積としてください。その場合、定額の金額のまま計上して契約をするか、プロポーザルで提案のあった業務の内容と方法に照らして過不足を協議し、受注者からの見積による積算をするかを契約交渉において決定します。

定額計上した経費については、証拠書類に基づきその金額の範囲内で精算金額を確定します。

	対象とする経費	該当箇所	金額（税抜き）	金額に含まれる範囲	費用項目
1	安全対策経費	「第3章 2. 業務実施上の条件（6）安全管理」	1,096,000 円	戦争特約保険料	旅費（その他）
2	安全対策経費	「第3章 2. 業務実施上の条件（6）安全管理」	525,000 円	セキュリティーエスコート備上費	一般業務費（特殊傭人費）
3	安全対策経費	「第3章 2. 業務実施上の条件（6）安全管理」	50,000 円	通信費（衛星電話）	一般業務費（雑費）
4	再委託費	第2章 特記仕様書第3条 調査実施の留意事項（3）1）並びに第4条 調査の内容（1）2）及び（2）6）	2,000,000 円	再委託費（脆弱層支援やコミュニティ開発支援に係る概況調査）	再委託費

（5）見積価格について

各費目にて合計額（税抜き）で計上してください。

（千円未満切捨て不要）

（6）旅費（航空賃）について

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、航空賃を計上してください。

払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃、及びやむを得ない理由によりキャンセルする場合の買替対応や変更手数料の費用（買替対応費用）を加算することが可能です。買替対応費用を加算する場合、加算率は航空賃の10%としてください（首都が紛争影響地域に指定されている紛争影響国を除く）。

（7）機材について

業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

（8）外貨交換レートについて

JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。

(URL:https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html)

（9）ランプサム（一括確定額請負）型の対象業務

本業務においては、「第2章 特記仕様書」で指示したすべての業務を対象としてランプサム（一括確定額請負）型の対象業務とします。

別紙：プロポーザル評価配点表

プロポーザル評価配点表

評 価 項 目	配 点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	(4)	
ア) 各種支援体制（本邦／現地）	3	
イ) ワークライフバランス認定	1	
2. 業務の実施方針等	(70)	
(1) 業務実施の基本方針、業務実施の方法	65	
(2) 作業計画等	(5)	
ア) 要員計画	—	
イ) 作業計画	5	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(20)	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	業務主任者 のみ	業務管理 グループ/体制
1) 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者／〇〇</u>	(20)	(8)
ア) 類似業務等の経験	10	4
イ) 業務主任者等としての経験	4	2
ウ) 語学力	4	1
エ) その他学位、資格等	2	1
2) 副業務主任者の経験・能力： <u>副業務主任者／〇〇</u>	(一)	(8)
ア) 類似業務の経験	—	4
イ) 業務主任者等としての経験	—	2
ウ) 語学力	—	1
エ) その他学位、資格等	—	1
3) 業務管理体制	(一)	(4)